

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（被爆者健康手帳） 第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。 2 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であつて、国内に居住地及び現在地を有しないものは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者が前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。 3 都道府県知事は、<u>前二項</u>の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。 4 前三項に定めるもののほか、被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 （原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置） 第四条 （略） 2 施行日前に旧原爆医療法第二条第二項の規定により交付された被	（被爆者健康手帳） 第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。 （新設） 2 都道府県知事は、<u>前項</u>の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。 3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 （原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置） 第四条 （略） 2 施行日前に旧原爆医療法第二条第二項の規定により交付された被

爆者健康手帳は、第二条第三項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。